

地区防災計画-計画提案

計画提案の手続きの流れ

【災害対策基本法施行規則】第一条 地区居住者等による提案
 共同して計画提案を行うとする者は、その全員の氏名及び住所(法人は、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて提出(・地区防災計画の素案、計画提案を行うことができる者であることを証する書類)

